

(記入例)

様式第1号の2 (第3条の4関係)

(表)

屋外広告物安全点検報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

雲南市長 〇〇 〇〇 様

報告者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番地

氏名 〇〇 〇〇

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名〕

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

押印は不要です

屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

広告物等の種類	野立・屋上・壁面・壁面突出し・電柱・その他()		
設置場所	雲南市〇〇町〇〇 〇〇番地		
設置年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	点検年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
点検者	氏名	〇〇 〇〇	
	住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番地	
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	資格等 (例) 屋外広告士
点検箇所	点検項目	異常の有・無	改善の概要
構造上部	① 上部構造全体の傾斜又はぐらつき	有 無	広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが4メートルを超えるものである場合は必須です。
	② 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間又は支柱のぐらつき	有 無	
	③ 鉄骨のさび発生又は塗装の老朽化	有 無	安全性は問題無いので次回の点検時まで経過観察を行う
支持部	④ 鉄骨接合部(溶接部又はプレート)の腐食、変形又は隙間	有 無	
	⑤ 鉄骨接合部(ボルト、ナット又はビス)のゆるみ又は欠落	有 無	
取付部	⑥ アンカーボルト又は取付部プレートの腐食又は変形	有 無	
	⑦ 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無	
	⑧ 取付対象部(柱・壁又はスラブ)又は取付部周辺の異常	有 無	
広告板	⑨ 表示面、切り文字等の腐食、破損若しくは変形又はビス等の欠落	有 無	
	⑩ 側面又は表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形又は欠損	有 無	
	⑪ 底部の腐食又は水抜き孔の詰まり	有 無	
	⑫ 表示面の汚染、変色又は剥離	有 無	
照明装置	⑬ 不点灯又は不発光	有 無	
	⑭ 取付部の破損、変形、さび又は漏水	有 無	
	⑮ 周辺機器の劣化又は破損	有 無	
その他	⑯ 装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品の腐食又は破損	有 無	
	⑰ 避雷針の腐食又は損傷	有 無	
	⑱ その他点検した事項()	有 無	

注 提出に当たっては、裏面の「報告書の提出に当たっての注意事項」を確認すること。

報告書の提出に当たっての注意事項

1 点検実施時期

許可の期間の更新の申請前6月以内に行った点検の結果について記入すること。

2 作成要領

(1) 許可1件に対して複数の物件が許可されている場合、物件ごとに報告書を作成すること。

(2) 「資格等」欄は、広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが4メートルを超えるものである場合に、点検者の有する資格名称を記入すること。ただし、次に掲げる広告物又は掲出物件については記入を要しない。

ア 簡易広告物等

イ 建築物の屋根又は壁面に直接表示する広告物

ウ 電柱、街灯柱等に表示する広告物又は設置する掲出物件であって、電柱、街灯柱等の表面に接して巻き付けたもの

(3) 「資格等」欄に記入できる点検者の資格等は、次に掲げるとおり。

ア 屋外広告士（条例第20条第1項第1号に掲げる者をいう。）

イ 一級建築士又は二級建築士（建築士法第2条の一級建築士又は二級建築士をいう。）

ウ 電気工事士（電気工事士法第2条第4項の電気工事士をいう。）

エ 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者（電気事業法第44条第1項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者をいう。）

オ 点検技能講習修了者（屋外広告物法第10条第2項第3号イの登録試験機関が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者をいう。）

(4) 「異常の有無」欄は、いずれか該当するものを○で囲むこと。

(5) 「改善の概要」欄は、点検の結果により改善を行った状況を記入すること。なお、点検の結果、直ちに補修を必要としない程度の腐食等その他の劣化が確認された場合であって、この点検後の許可の期間の更新からその次の許可の期間の更新に係る点検まで経過観察を行う等その他の措置が必要と判断されるときは、その措置の内容を記入すること。

(6) 「改善の概要」欄は、広告物又は掲出物件の構造により該当する点検項目がない場合、斜線を引くこと。

3 添付書類

(1) 屋外広告物の現況カラー写真（点検箇所には異常がある場合は、その点検箇所の補修前及び補修後のカラー写真）

(2) 2の(3)に掲げる点検者の資格等を証明する書面の写し

4 改善が必要な場合の措置命令等

屋外広告物の異常が明らかな場合であって改善がなされていないときは、条例第13条の規定に基づき、当該広告物の除却等その他の必要な措置を命ずることがある。